

○国立大学法人筑波大学放射線障害予防規程

〔平成16年5月27日〕
法人規程第39号

改正 平成17年法人規程第39号
平成17年法人規程第46号
平成17年法人規程第59号
平成18年法人規程第23号
平成19年法人規程第31号
平成22年法人規程第3号
平成23年法人規程第57号
平成24年法人規程第63号
令和元年法人規程第6号
令和元年法人規程第45号

国立大学法人筑波大学放射線障害予防規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 安全管理体制（第2条－第14条）
 - 第3章 放射線施設の維持管理等（第15条・第16条）
 - 第4章 放射性同位元素等の使用（第17条－第23条）
 - 第5章 放射性同位元素の受入れ、払出し、保管、運搬、廃棄等（第24条－第27条）
 - 第6章 測定（第28条）
 - 第7章 教育訓練（第29条）
 - 第8章 健康診断（第30条－第32条）
 - 第9章 放射線障害予防管理体制（第33条）
 - 第10章 記帳、保存及び報告（第34条）
 - 第11章 危険時等の措置等（第35条－第38条）
 - 第12章 雑則（第39条－第42条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学職員の安全衛生管理規則（平成16年法人規則第29号）第21条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）における放射性同位元素、放射性同位元素装備機器及び放射線発生装置並びに放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）の

取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

- 2 放射性同位元素等の取扱いに関しては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）及び作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「測定法」という。）に定めるもののほか、この法人規程の定めるところによる。

第2章 安全管理体制

（学長の職務）

第2条 学長は、放射線障害の防止に関する業務を統轄する。

- 2 学長は、前項の職務を遂行するに当たっては、第7条第2項に規定する放射線管理委員会が行う勧告を尊重しなければならない。

（部局長の職務）

第2条の2 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第259号。以下「令」という。）第3条第2項に規定する許可又は第4条第1項に規定する届出が必要な事業所（以下「事業所」という。）を置く系及び教育研究施設（以下「部局」という。）の長（以下「部局長」という。）は、部局における放射線障害の防止に関する業務を統轄する。

- 2 部局長は、前項の職務を遂行するに当たっては、第7条第2項に規定する放射線管理委員会が行う勧告を尊重しなければならない。

（総括管理者）

第3条 事業所における放射線障害の防止に関する業務を総括管理させるため、事業所ごとに放射線総括管理者（以下「総括管理者」という。）を置き、当該事業所を管理運営する者をもって充てる。

- 2 総括管理者は、前項の職務を遂行するに当たっては、次条第2項第6号に規定する放射線取扱主任者の意見及び第7条第2項に規定する放射線管理委員会が行う勧告を尊重しなければならない。

（主任者）

第4条 事業所に、放射線障害の防止について必要な指導監督を行わせるため、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を置き、法第34条第1項及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第30条に規定するところにより、放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、総括管理者の推薦に基づき、学長が選任する。

- 2 主任者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) この法人規程及び事業所の内規の制定及び改廃に関すること。
- (2) 放射線障害の防止上、重要な計画の作成に関すること。
- (3) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査に関すること。

- (4) 第15条第6項に規定する施設検査、第16条第2項に規定する点検、第16条第4項に規定する定期検査、第16条第5項に規定する定期確認及び法第43条の2の規定に基づく立入検査等の立会いに関する事。
 - (5) 放射性同位元素等に関する異常又は事故に係る原因調査に関する事。
 - (6) 総括管理者に対する意見の具申に関する事。
 - (7) 放射性同位元素等の使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査に関する事。
 - (8) 第14条第1項に規定する業務従事者等への助言、勧告及び指示に関する事。
 - (9) 放射線管理委員会の開催の要求に関する事。
 - (10) その他放射線障害の防止に関する必要な事項に関する事。
- 3 事業所において複数の主任者を置いた場合は、それぞれの主任者の役割分担を明確にしなければならない。
- 4 総括管理者は、主任者に法第36条の2及び規則第32条の規定に基づく定期講習を受けさせなければならない。

(副主任者)

第5条 総括管理者が必要と認める場合は、主任者の職務を補佐させるため、放射線取扱副主任者（以下「副主任者」という。）若干人を置くことができるものとし、放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、総括管理者の推薦に基づき、学長が選任する。

(主任者代理)

第6条 主任者が出張、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないときは、学長は、副主任者（副主任者を置かない事業所にあつては、主任者となる資格を有する者）のうちから、総括管理者の推薦に基づき、放射線取扱主任者代理（以下「主任者代理」という。）を指名し、第4条第2項各号に規定する職務を代行させるものとする。

(放射線管理委員会)

- 第7条 本学に、放射線障害の防止に関する重要事項を審議し、及びその適切な実施を期するため、放射線管理委員会を置く。
- 2 放射線管理委員会は、必要と認めた場合には、放射線障害の防止に関する措置を学長、部局長及び総括管理者に勧告することができる。
 - 3 放射線管理委員会は、放射線障害の防止に関する人的・物的被害の未然の防止及び良好な環境保全に関する業務については、環境安全管理室と連携して進めるものとする。

第8条 放射線管理委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、当該委員は学長が任命する。

- (1) アイソトープ環境動態研究センターの長
- (2) 事業所の総括管理者及び主任者
- (3) 数理物質系長が推薦する大学教員 2人
- (4) 生命環境系長及び医学医療系長が推薦する大学教員 各1人
- (5) 環境安全管理室長
- (6) 保健管理センターの長（以下「保健管理センター所長」という。）

(7) その他学長が指名する大学教員 若干人

- 2 委員（前項第1号、第2号、第5号及び第6号の委員を除く。）の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前2項の委員は、再任されることができる。
- 5 放射線管理委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。
- 6 放射線管理委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 7 委員長は、放射線管理委員会を主宰する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(主任者協議会)

第9条 事業所の放射線管理に関する協議及び放射線管理状況の点検を行うため、放射線管理委員会に放射線取扱主任者協議会（以下「主任者協議会」という。）を置き、事業所の主任者、副主任者及び放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、放射線管理委員会委員長が指名する者をもって組織する。

- 2 前項の主任者協議会の委員の任期については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 3 主任者協議会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(専門委員会)

第10条 放射線管理委員会に、専門的事項を調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、放射線管理委員会委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門委員会の委員の任期は、当該調査審議が終了する日までとする。
- 4 専門委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(放射線管理委員会への報告)

第11条 主任者協議会及び専門委員会の委員長は、当該委員会において、放射線管理上の重要事項を審議した場合には、放射線管理委員会に報告するものとする。

(安全管理委員会)

第12条 事業所の安全を確保するため、事業所ごとに、総括管理者が主宰する事業所安全管理委員会（以下「安全管理委員会」という。）を置く。

- 2 安全管理委員会は、総括管理者、主任者（主任者代理を含む。）、副主任者、当該事業所に勤務する職員及び総括管理者が指名する当該事業所を利用している大学教員各若干人をもって組織する。
- 3 総括管理者は、当該安全管理委員会において、放射線管理上の重要事項を審議した場合は、放射線管理委員会に報告するものとする。

(アイソトープ環境動態研究センター)

第13条 アイソトープ環境動態研究センターは、放射性同位元素及びエックス線装置等の管理

について指導、助言及び支援を行うとともに、放射線障害の防止に関する教育訓練を行う。

(放射線業務従事者の登録)

第14条 放射性同位元素等(放射性同位元素装備機器を除く。)の取扱い、管理又はこれに付随する業務(以下「取扱等業務」という。)に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものは、当該事業所の放射線業務従事者(以下「業務従事者」という。)として登録された者でなければならない。

2 前項の登録の申請を行おうとする者は、あらかじめ、第30条に規定する健康診断を受け、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則(平成16年法人規則第1号)第38条に定める研究群若しくは専攻、第44条に定める学類、体育専門学群若しくは芸術専門学群、第46条の2に定めるグローバル教育院の学位プログラム、第47条に定める系、第48条に定める国際統合睡眠医科学研究機構、第50条に定める教育研究施設、第62条に定める附属病院又は第75条に定める事業費により措置する教育研究組織等のうち、当該申請を行おうとする者が所属する教育研究組織等の長(以下「所属長」という。)の同意を得た上で、所定の様式を当該事業所の総括管理者に提出しなければならない。ただし、登録の申請を行おうとする者が、学生又は研究員等の場合には、上記の同意に加え、利用責任者(取扱い業務に従事するグループの責任者をいう。)の同意を必要とする。

3 総括管理者は、前項の登録の申請があつた場合には、主任者の意見を聴いて、前項の健康診断の受診の記録、第29条の規定に基づく教育訓練の受講状況及び放射性同位元素等の取扱いの経験等を審査し、当該申請の可否を判定するものとする。

4 総括管理者は、前項の規定により申請を可としたときは、業務従事者として、業務従事者名簿に登録するものとする。

5 前項の登録は、年度ごとに行うものとし、更新を妨げない。

6 総括管理者は、業務従事者に放射線業務従事者登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

第3章 放射線施設の維持管理等

(放射線施設の設置改廃等)

第15条 規則第1条第9号に規定する放射線施設(以下「放射線施設」という。)を設置又は改廃しようとするときは、あらかじめ、総括管理者(設置の場合にあつては当該施設を管理運営する者。以下この条において同じ。)は、放射線管理委員会の承認を得なければならない。

2 当該総括管理者は、前項の放射線施設の設置又は改廃が完了したときは、その旨を放射線管理委員会に通知しなければならない。

3 放射線管理委員会は、放射線施設の使用を開始するとき、又は放射線施設の改廃をしたときは、その旨を学内に公示するものとする。

4 学長は、放射線施設を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を30日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

5 放射性同位元素装備機器又は届出使用の密封された放射性同位元素を設置又は購入しようとするときは、あらかじめ、総括管理者は、使用目的、機器名、設置場所及び主任者名を放射線管理委員会に届け出なければならない。

- 6 当該総括管理者は、事業所（法第3条第1項の許可に係る貯蔵施設の貯蔵能力が令第13条第2項に規定する貯蔵能力以上である貯蔵施設又は放射線発生装置を使用する事業所に限る。）を設置又は改廃（規則第14条の13に規定する軽微な変更を除く。）したときは、法第12条の8第1項の規定に基づく施設検査を受けなければならない。
- 7 法第3条第1項ただし書に規定する表示付認証機器を設置又は購入したときは、保管責任者は、使用を開始した日から30日以内に使用目的、認証番号及び台数、設置場所及び保管責任者名を放射線管理委員会に届け出なければならない。

（放射線施設の点検、維持及び管理）

- 第16条 総括管理者は、事業所ごとに定める内規に従い、当該放射線施設の巡視及び点検を年1回以上行い、その結果を記録するとともに、その結果を放射線管理委員会に報告しなければならない。
- 2 主任者協議会は、定期的に放射線施設の巡視及び放射線管理状況の点検を行うとともに、その結果を放射線管理委員会に報告しなければならない。
 - 3 前2項に規定する巡視及び点検により、放射線施設に異常が認められたときは、当該総括管理者は、部局長と協議の上、修理を行う等必要な措置を講じなければならない。
 - 4 総括管理者は、法第12条の9第1項及び令第14条の規定に基づき、前回の定期検査を受けた日から3年又は5年以内に定期検査を受けなければならない。
 - 5 総括管理者は、法第12条の10及び令第15条の規定に基づき、前回の定期確認を受けた日から3年又は5年以内に定期確認を受けなければならない。

第4章 放射性同位元素等の使用

（取扱いの原則）

- 第17条 業務従事者以外の者は、放射性同位元素及び放射線発生装置を取り扱う作業に従事することができない。
- 2 放射性同位元素及び放射線発生装置を使用しようとするときは、あらかじめ、利用責任者は所定の様式により、これらを管理する総括管理者の承認を得なければならない。
 - 3 業務従事者は、放射性同位元素及び放射線発生装置の取扱等業務に従事し、管理区域に立ち入るときは、登録証又は業務従事者登録を証明するものを携行することを原則とし、必要に応じこれを主任者に提示するものとする。

（主任者の指示）

- 第18条 業務従事者及び管理区域に立ち入る者は、主任者の指示に従わなければならない。
- 2 放射線施設の見学その他当該施設に一時的に立ち入ろうとする者は、主任者の許可を得なければならない。

（管理区域の設定と標示）

- 第19条 管理区域の境界には、さくその他人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けるとともに、標識を付すものとし、放射線施設には、それぞれの部屋の機能により指定さ

れた標識を当該部屋ごとに付すとともに、放射線障害の防止に関し、必要な注意事項を管理区域の出入口付近に掲示しておくものとする。

(密封されていない放射性同位元素の使用)

第20条 密封されていない放射性同位元素を使用する業務従事者は、次に掲げる事項を厳守して、人体の受ける被ばく線量をできるだけ少なくするように努めなければならない。

- (1) 経験の少ない業務従事者は、単独で作業しないこと。
- (2) 使用目的に応じて、放射線障害が発生するおそれの最も少ない使用方法を採用し、かつ、その種類及び性状のものを選ぶこと。
- (3) ガラスバッジ、ポケット線量計等を主任者の指示する部位に装着し、被ばく線量を測定すること。
- (4) ガンマ線放射体及び200キロ電子ボルト以上のベータ線放射体を使用する場合は、特に十分に遮へいすること。
- (5) 汚染及び汚染の拡大を防止するため、次に掲げる事項を厳守すること。
 - ア 作業室は常に整理・整頓し、必要以上の器具類を持ち込まないこと。
 - イ 作業室に立ち入る場合は、専用の作業衣及び履物を使用すること。
 - ウ 使用中は、しばしば手、作業衣等の汚染の有無を検査し、汚染を発見したときは、直ちに除去、脱衣等の処置をとること。
 - エ 管理区域においては、飲食、喫煙、化粧等放射性同位元素を体内に摂取するおそれのある行為を行わないこと。
 - オ 放射性同位元素が飛散するおそれのある作業を行う場合は、グローブボックス、フードその他の局所排気装置、換気装置等を使用し、作業室内の空気中の放射性同位元素の濃度が、空気中濃度限度以下となるようにすること。
 - カ 管理区域から器具類を持ち出すときは、汚染検査室において、表面汚染の有無を検査し、表面密度が表面密度限度の10分の1以下であることを確認した後持ち出すこと。
 - キ 管理区域から退出するときは、汚染検査室において、身体各部、衣服、履物等の汚染の有無を検査し、表面密度が表面密度限度の10分の1以下であることを確認すること。
- (6) 放射性同位元素によって汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）は、そのまま放置せず、直ちに指定されている保管廃棄容器に入れること。
- (7) 水溶液状の放射性同位元素の廃棄に当たっては、原液及び一次洗浄水を所定の容器に保管すること。
- (8) 使用した放射性同位元素の種類、数量等を各自記録簿に記入すること。
- (9) 放射性同位元素を多量にこぼしたときその他放射線障害を受けるおそれのある不測の事故が発生したときは、直ちに主任者又は副主任者若しくは放射線施設職員（以下「主任者等」という。）及び当該事故が発生した部屋の業務従事者に通報するとともに、主任者等の指示に従って応急措置を行うこと。
- (10) 放射性同位元素及びこれを含む物質の受渡し、出入庫及び搬入・搬出は、確実にいき、その所在が不明にならないように注意すること。

(下限数量以下の密封されていない放射性同位元素の管理区域外使用区域における使用)

第20条の2 使用施設の外で、1日につき下限数量（令第1条に規定するものをいう。以下同じ）を超えない数量の密封されていない放射性同位元素を使用する場合の使用区域（以下「管理区域外使用区域」という。）における下限数量以下の密封されていない放射性同位元素を使用するときは、総括管理者は、当該管理区域外使用区域を管理する部局長の許可を得た上で、放射線管理委員会の承認を得なければならない。

2 前項の使用に当たって、総括管理者は、次に掲げる事項に従うとともに、別に定める内規に従わなければならない。

- (1) 管理区域外使用区域で下限数量以下の密封されていない放射性同位元素を使用する者は、第14条に規定する放射線業務従事者として登録すること。
- (2) 管理区域外使用区域の実験室は、あらかじめ許可を得た場所に限ること。
- (3) 管理区域外使用区域で使用できる核種及び数量は、内規に規定するものに限るものとし、本学の管理区域外使用区域の全体で、それぞれの核種について下限数量との比の合計が1を超えないこと及びそれぞれの核種について、管理区域内で使用する数量と管理区域外使用区域で使用する数量との合計が1日最大使用数量を超えないこと。
- (4) 使用年月日、使用従事者の氏名、使用場所、使用の目的及び方法、持出し核種、数量等を記載した使用に係る計画書を総括管理者に提出し、主任者及び部局長の承認を得なければならない。
- (5) 持出した放射性同位元素の使用は持出した当日のみとし、測定によりやむを得ずそれを超える場合には、あらかじめ使用に係る計画書にその旨を記載するとともに、人がいない場合の措置として、盗取、火災等を防ぐ方法について記載しなければならない。
- (6) 管理区域外使用区域で密封されていない放射性同位元素の使用によって生じた放射性汚染物は、すべて管理区域に持ち込むための所定の手続きをすること。
- (7) 管理区域外使用区域に持ち出した密封されていない放射性同位元素を第三者へ譲渡しないこと。
- (8) 管理区域外使用区域で、下限数量以下の密封されていない放射性同位元素を実験台、床等にこぼした場合には、汚染の検査及び除去をすること。

（密封された放射性同位元素の使用）

第21条 密封された放射性同位元素を使用する業務従事者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 経験の少ない業務従事者は、単独で作業しないこと。
- (2) 作業室は常に整理・整頓し、必要以上の器具類を持ち込まないこと。
- (3) ガラスバッジ、ポケット線量計等を主任者の指示する部位に装着し、被ばく線量を測定すること。
- (4) 放射線照射室に立ち入る場合は、主任者の許可を得た上で、必ず安全を確認してから入室すること。
- (5) 操作室又は機械室に立ち入る場合は、主任者の許可を得ること。
- (6) 密封された放射性同位元素により照射作業を行うときは、あらかじめ、照射室（ケープ）に人がいないことを確認すること。
- (7) 照射中は、作業室の出入口又はその付近の見やすい場所に、照射中であることを示す標識

を掲げること。

(8) 使用した放射性同位元素の種類、数量等を各自記録簿に記入すること。

(放射性同位元素装備機器の取扱い)

第22条 放射性同位元素装備機器(表示付認証機器を含む。以下同じ。)を取り扱おうとする者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 取扱いに当たっては、主任者(令第4条第1項に規定する届出が必要な事業所(以下「届出事業所」という。)においては保管責任者をいう。以下次号及び第3号において同じ。)の許可を得ること。
- (2) 機器に故障が生じた場合又は生じるおそれのある場合は、直ちに主任者にその旨を連絡すること。
- (3) 主任者に無断で機器の設置場所を変更しないこと。
- (4) 取り扱った場合は、その都度使用者名、時間等を各自記録簿に記入すること。

(放射線発生装置の使用)

第23条 放射線発生装置(10キロ電子ボルト以上1メガ電子ボルト未満の엑クス線又は電子線を発生する装置で、人が被ばくするおそれのあるものを含む。)を使用する業務従事者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 経験の少ない業務従事者は、単独で操作しないこと。
- (2) 作業室及び加速器室には、必要以上の器具類を持ち込まないこと。
- (3) 業務従事者以外の者が、作業室及び加速器室に出入りするときは、主任者の許可を受けその指示に従うこと。
- (4) 放射線発生装置を運転しようとするときは、運転に先立ち、出入口前面に「運転中」の標識を掲げ、出入口に施錠(インターロックによる施錠を含む。)を行い、立ち入りを禁止した上で運転を開始すること。
- (5) ガラスバッジ、ポケット線量計等を主任者の指示する部位に装着し、被ばく線量を測定すること。
- (6) 第28条の規定により測定された空間線量率及び表面汚染密度に基づき作業量を調節し、実効線量限度を超えて被ばくすることのないようにすること。
- (7) 管理区域においては、飲食、喫煙、化粧等放射性同位元素を体内に摂取するおそれのある行為を行わないこと。
- (8) 作業室及び加速器室は、常に清掃し、室内の器具、特に加速器室内の器具は、随時汚染の有無を検査すること。
- (9) 放射線発生装置の運転中は、運転に関する注意事項を厳守すること。
- (10) 放射線発生装置の運転後は、イオンの種類、加速電圧等を運転記録簿に記入すること。
- (11) 放射線発生装置の運転を交代するときは、引継ぎを確実にすること。
- (12) 作業室及び加速器室から装置、器具、備品等を持ち出すときは、表面汚染の有無を検査し、表面密度が表面密度限度の10分の1以下であることを確認すること。
- (13) 運転停止後の作業は、室内の空気及び装置の汚染の有無を適切に検査し、安全を確認した上で行うこと。

(放射線発生装置の管理区域に関する特例)

第23条の2 放射線発生装置の運転を工事、改造、修理、点検等のために7日以上の期間停止する場合における当該放射線発生装置に係る管理区域又は放射線発生装置を当該放射線発生装置に係る管理区域の外に移動した場合における当該管理区域に関して、外部放射線に係る線量が実効線量で3月間につき1.3ミリシーベルトを超え、空気中の放射性同位元素の濃度が3月間についての平均濃度で空气中濃度限度の10分の1を超え、又は放射性同位元素によって汚染されるものの表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えるおそれのない場所については、管理区域でないとみなすことができる。

- 2 前項により管理区域でないとみなすためには、次に掲げる測定を実施し、その測定者の氏名、測定日時、方法及び測定値を記録しなければならない。
 - (1) 外部放射線に係る線量
 - (2) 空気中の放射性同位元素の濃度（ダクト、トリチウム、炭素14）
 - (3) 放射性同位元素の表面密度
- 3 第1項の規定により管理区域でないとみなした区域については、その期間中に立ち入った者の氏名と立入日時を記録しなければならない。

(放射化物の取扱い)

第23条の3 総括管理者は、設置された放射線発生装置を核子当たりの加速エネルギーが2.5メガ電子ボルト以上で運転した場合又は中性子を発生させる目的で運転した場合には、装置の運転に伴って意図せずに生成された放射性同位元素（以下「放射化物」という。）の生成の有無を確認しなければならない。

- 2 放射化物が生成された場合の取扱い等については、主任者の指示を受けること。
- 3 放射化物を再度利用する場合は、利用するまでの期間、容器に入れて放射化物保管設備に保管する。ただし、当該保管設備への保管が困難な場合には、汚染の広がり防止の措置を講じ、保管するものとする。

第5章 放射性同位元素の受入れ、払出し、保管、運搬、廃棄等

(受入れ及び払出し)

第24条 業務従事者は、放射線施設における放射性同位元素の受入れ又は払出しに係る次に掲げる業務を行う場合は、あらかじめ主任者の許可を得なければならない。

- (1) 購入した放射性同位元素の受入れ
- (2) 他事業所からの放射性同位元素の受入れ
- (3) 他事業所への放射性同位元素の払出し
- (4) 不要となった密封放射性同位元素の事業所外への払出し

(保管)

第25条 業務従事者は、密封されていない放射性同位元素を、その種類及び数量に応じて、それぞれ所定の容器に密閉して貯蔵施設に保管し、当該保管状況を記録するものとし、密封され

ている放射性同位元素は貯蔵施設に保管し、当該保管状況を記録するものとし、表示付認証機器及び下限数量以下の密封線源は、所定の校正線源保管庫に保管するものとする。

- 2 業務従事者は、1日の業務が終了したときは、放射性同位元素を密閉した後、貯蔵施設に保管するものとする。ただし、必要がある場合は、主任者の許可を得て、貯蔵施設に保管しないで使用を継続することができる。
- 3 前項ただし書の許可を受けた者は、使用中の放射性同位元素の種類及び数量を明示した標識を使用している場所に掲示し、他の業務従事者に注意を促すものとする。

(運搬)

第26条 放射性同位元素等を放射線施設から持ち出すときは、主任者の指示に従わなければならない。

- 2 放射性同位元素等の運搬は、規則第18条の3に規定するL型輸送物及びA型輸送物にあつては、簡易運搬又は車両運搬とし、BM型輸送物及びBU型輸送物にあつては、輸送業者に委託するものとし、L型輸送物及びA型輸送物に限り、業務従事者が行うことができる。

(廃棄)

第27条 廃棄物は、規則第19条に規定する廃棄の基準により、当該廃棄物に含まれる放射性同位元素の種類及び濃度並びに廃棄物の形状によって区分し、それぞれ排気設備、排水設備、焼却設備等により廃棄又は保管廃棄し、記帳するものとする。

- 2 保管廃棄は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 固体状の廃棄物は、不燃性、難燃性又は可燃性等に区分し、それぞれ保管廃棄容器に収納した上で、保管廃棄設備に保管廃棄すること。
 - (2) 水溶液状の廃棄物は、溶液の酸性度を調整した後、保管廃棄容器に収納し、密せんをした上で、保管廃棄設備に保管廃棄すること。
 - (3) 有機液体状の廃棄物は、保管廃棄容器に収納し、密せんをして保管廃棄設備に保管廃棄すること。
 - (4) 気体状の廃棄物は、できる限り液体に吸収させ、又は固体状化合物とし、第1号又は第2号の規定により保管廃棄すること。ただし、液体状又は固体状化合物にすることが困難な場合及び希ガスの使用に際しては、あらかじめ、主任者が指示する方法によること。
 - (5) 生物体等腐敗しやすい廃棄物は、脱水乾燥して多重袋に収納し、密閉した上で、保管廃棄設備に保管廃棄すること。
- 3 有機液体状の廃棄物のうち、焼却できるものにあつては、総括管理者が定める細目に従い焼却するものとする。
- 4 廃棄物のうち、廃棄業者に引き渡すことができるものにあつては、所定の保管廃棄容器に詰め替えた後、廃棄業者に引き渡すものとする。

第6章 測定

(測定)

第28条 総括管理者は、放射線の量及び放射性同元素による汚染の状況を測定する者（第3項

において「測定者」という。)を指名し、次の表1に掲げる項目及び場所について、次の表2に掲げる期間ごとに測定させ、その結果を記録し、及びこれを5年間保存するとともに、放射線の量に係る測定結果については、これを掲示しなければならない。

表1 測定項目と測定場所

項目	場所
放射線の量	(1) 使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) 廃棄施設 (4) 管理区域の境界 (5) 事業所等内において人が居住する区域 (6) 事業所等の境界
放射性同位元素による汚染の状況の測定	(1) 作業室 (2) 廃棄作業室 (3) 汚染検査室 (4) 排気設備の排気口 (5) 排水設備の排水口 (6) 排気監視設備のある場所 (7) 排水監視設備のある場所 (8) 管理区域の境界

表2 放射線の量及び汚染の状況の測定期間

項目	場所	期間
放射線の量	密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を固定して取り扱う場所であって取扱方法及び遮へい条件が一定している場合	6月を超えない期間ごと
	3. 7ギガベクレル以下の密封された放射性同位元素のみを取り扱う場所	6月を超えない期間ごと
	上記以外の場所	1月を超えない期間ごと
放射性同位元素による汚染の状況	作業室、廃棄作業室、汚染検査室及び管理区域の境界	1月を超えない期間ごと
	排気設備の排気口、排気監視設備のある場所、排水設備の排水口及び排水監視設備のある場所	排出の都度（連続排出の場合は連続して行う。）

2 前項に規定する汚染状況の測定のうち、空気中の放射性物質の濃度の測定を行う場合にあっては、測定法第2条第5号に規定する第1種作業環境測定士の登録証を有する者に実施させる

ものとする。

- 3 総括管理者は、規則第20条第2項及び第3項の規定に基づき、測定者に対して、管理区域に立ち入った者の被ばく線量及び放射性同位元素による汚染の有無を測定させ、規則第20条第4項（第1号を除く。）の規定に基づき、その結果を記録し、及びその写を記録の都度測定対象者に交付するとともに、測定結果の記録を永久保存しなければならない。
- 4 主任者は、前3項の規定による測定結果を評価し、その評価結果を当該総括管理者に報告しなければならない。

第7章 教育訓練

（教育訓練）

第29条 放射線管理委員会は、規則21条の2の規定に基づき、管理区域に立ち入る者及び取扱等業務に従事する者であって管理区域に立ち入らないものに対して、次に掲げるところにより教育訓練を企画する。ただし、時間数及び省略する項目の基準については、別に定める。

- (1) 業務従事者が初めて管理区域に立ち入る前及び取扱等業務に従事する者であって管理区域に立ち入らないものが取扱等業務を開始する前に行う教育訓練は、次に掲げる項目について、放射線管理委員会が定める時間数を行うものとする。

ア 放射線の人体に与える影響

イ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取り扱い

ウ 放射線障害の防止に関する法令及び第42条に規定する事業所放射線予防規程

- (2) 業務従事者が管理区域に立ち入った後及び取扱等業務に従事する者であって管理区域に立ち入らないものが取扱等業務を開始した後に行う教育訓練は、前号に規定する項目について、前回の教育訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内に行わなければならない。
- 2 前項第1号に規定する教育訓練は、原則としてアイソトープ環境動態研究センターが実施する。
- 3 初めて管理区域に立ち入る者は、業務従事者の登録予定日前1年以内に、第1項第1号に掲げる教育訓練を受けなければならない。
- 4 業務従事者は、1年ごとの登録更新時に、第1項第2号に掲げる教育訓練を受けなければならない。
- 5 前2項の規定にかかわらず、第1項第1号に規定する項目に関し、十分な知識及び技能を有すると認められる者に対しては、総括管理者は、放射線管理委員会が別に定める基準を満たすことを確認し、当該業務従事者及び取扱等業務に従事する者の作業態様を考慮の上、当該項目についての教育訓練を省略することができる。
- 6 主任者は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合には、当該立ち入り者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を、口頭又は掲示等により実施しなければならない。

第8章 健康診断

(健康診断)

第30条 総括管理者は、業務従事者に対して、次に定めるところにより健康診断を受けさせなければならない。

- (1) 健康診断は、原則として保健管理センターにおいて実施する。
 - (2) 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。
 - (3) 問診は、次の事項について行う。
 - ア 被ばく歴の有無
 - イ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量当量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況
 - (4) 検査又は検診は、次に掲げる部位及び項目について行う。ただし、ア、イ及びウの部位又は項目（業務従事者登録する前の健康診断にあつては、ア及びイの部位又は項目を除く。）については、保健管理センター所長が必要と認めた場合に限るものとする。
 - ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
 - イ 皮膚
 - ウ 眼
 - エ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目
 - (5) 健康診断は、管理区域に初めて立ち入る者については業務従事者の登録をする前に、その後継続して立ち入る者については6月以内ごとに行わなければならない。
 - (6) 前号の規定にかかわらず、放射性同位元素を誤って吸飲し又は皮膚の創傷面に汚染を受け若しくは線量限度を超えて被ばくし又はそのおそれのある場合は、遅滞なくその者につき健康診断を実施するものとする。
- 2 保健管理センター所長は、健康診断の結果をその都度次の項目について記録及び保存するとともに、記録の写を健康診断を受けた者に通知しなければならない。
- (1) 実施年月日
 - (2) 健康診断を受けた者の氏名
 - (3) 健康診断を行った医師名
 - (4) 健康診断の結果
 - (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置
 - (6) 検査又は検診を省略した場合の事由
- 3 保健管理センター所長は、健康診断の結果をその都度総括管理者に通知するとともに、学長に報告しなければならない。
- 4 学長は、前項の報告を受けたときは、電離則第58条に規定する電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

(放射線障害を受けた者又はそのおそれのある者に対する措置等)

第31条 総括管理者は、放射線障害を受けた者又はそのおそれのある者がいる場合には、健康診断の結果に基づき、その旨を直ちに放射線管理委員会委員長及び学長に報告し、保健管理センターの医師及び主任者の意見を聴いて、その程度に応じ、取扱時間の短縮、取扱いの制限等について必要な措置を講じ、かつ、当該状況及び措置について放射線管理委員会委員長及び学

長に報告しなければならない。

第32条 総括管理者は、第28条の規定による測定結果に基づき、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 1月につき2ミリシーベルト以上10ミリシーベルト未満（女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を当該事業所の主任者を經由して総括管理者に書面で申し出た者及び第4号に規定する者を除く。以下次号及び第3号において同じ。）については、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満）の被ばくを受けた者に対しては、被ばく原因を調査し、及びその原因の除去又は取扱方法の改善を指示すること。
- (2) 1月につき10ミリシーベルト以上（女子については、2ミリシーベルト以上）の被ばくを受けた者に対しては、前号の措置をとり、かつ、必要な期間放射線作業を中止させること。
- (3) 3月につき20ミリシーベルト以上（女子については、3ミリシーベルト以上）の被ばくを受けた者に対しては、前号の措置をとるとともに、直ちに放射線管理委員会に報告すること。
- (4) 妊娠中である女子については、前3号の規定にかかわらず、本人の当該事業所の主任者を經由しての申し出により、総括管理者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて0.5ミリシーベルト、腹部表面線量について1ミリシーベルト以上の被ばくを受けた者に対しては、前号の措置をとること。

第9章 放射線障害予防管理体制

（組織図）

第33条 第2章に規定する安全に関する管理体制、第7章に規定する教育訓練に関する管理体制、第8章に規定する健康診断に関する管理体制及び第11章に規定する危険時等の措置等に関する管理体制の組織は、別図のとおりとする。

第10章 記帳、保存及び報告

（記帳、保存及び報告）

第34条 総括管理者は、別表に規定する事項を記載する帳簿を備え、確実に記帳しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、点検並びに教育及び訓練に分類して作成するものとし、年度ごとに閉鎖し、事業所ごとに閉鎖後5年間保存しなければならない。
- 3 事業所の主任者は、前項の帳簿を監査しなければならない。
- 4 総括管理者は、規則第39条第2項に規定する放射線管理状況報告書を毎年4月1日からその翌年3月31日までの期間について作成し、放射線管理委員会に提出しなければならない。
- 5 学長は、前項の期間経過後3月以内に、当該報告書を原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 6 学長は、規則第39条第3項に規定する特定放射性同位元素（以下「特定放射性同位元素」

という。)について、受入れ又は払出しを行ったときは、その旨及び当該特定放射性同位元素の内容を規則第39条第3項に規定する特定放射性同位元素の受入れ等に係る報告書により、当該行為を行った日から15日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 7 学長は、前項の規定により報告を行った特定放射性同位元素の内容を変更したとき又は当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなったときは、その旨及び当該特定放射性同位元素の内容を規則第39条第4項に規定する特定放射性同位元素の変更等に係る報告書により、変更の日から15日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。この場合において、一連の行為として受入れ又は払出しを行ったときは、前項の報告を併せて行うことができる。
- 8 学長は、毎年3月31日に所持している特定放射性同位元素について、規則第39条第5項に規定する特定放射性同位元素の所持に係る報告書により、同日の翌日から起算して3月以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

第11章 危険時等の措置等

(危険時の措置)

第35条 放射性同位元素等に関し、地震、火災その他の災害又はその他の不測の事故等により放射線障害が発生し又は発生のおそれのある事態を発見した者は、直ちに警察官及び当該放射線施設職員に通報し、並びに危険の拡大を防止するため、次の緊急作業に従事し又はこれに協力するものとする。

- (1) 火災の場合の初期消火及び通報
- (2) 避難の警告
- (3) 放射線障害を受けた者又はそのおそれのある者の救出
- (4) 放射性同位元素による汚染の拡大の防止
- (5) 放射性同位元素の安全な場所への移動、縄張り及び監視

2 前項の通報を受けた放射線施設職員は、直ちに主任者及び総括管理者に通報し、定められた緊急作業に従事するものとし、主任者は、総括管理者と必要な応急措置について協議し、必要な措置を講ずるものとする。

3 総括管理者は、必要に応じて立入禁止、閉鎖等の措置を講ずるとともに、直ちに前2項の事態及び応急措置等について、部局長、放射線管理委員会委員長、環境安全管理室長、全学リスク管理室長及び学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の報告を受けたときは、その旨を直ちに、原子力規制委員会（運搬中の事故については原子力規制委員会又は国土交通大臣）に報告するとともに、所轄労働基準監督署長に報告するものとする。

5 勤務時間外に第1項の事態が発生したときは、事業所ごとに定められた連絡通信網により、主任者及び総括管理者に通報するものとする。この場合において主任者は、事故の内容を聴取し、第2項に規定するところにより必要な措置を講ずるものとする。

6 放射線管理委員会は、必要があると認めるときは、総括管理者及び部局長に施設の修理等必要な措置を勧告するとともに、学長にその旨を報告するものとする。

(地震等の災害時の点検等)

第36条 震度5強以上の地震、火災その他の災害が起こった場合には、放射線施設職員は、事業所ごとに定める内規に規定する点検項目について当該放射線施設の点検を行い、その結果を記録するとともに、主任者及び総括管理者に報告するものとする。

- 2 総括管理者は、前項に規定する点検の結果を、放射線管理委員会委員長に報告するものとする。
- 3 放射線管理委員会委員長は、前項の点検の結果をとりまとめ、学長に報告するものとする。
- 4 第1項に規定する点検により、放射線施設に異常が認められたときは、当該総括管理者は部局長と協議の上、修理を行う等必要な措置を講ずるものとする。
- 5 勤務時間外に第1項の災害が起こったときは、事業所ごとに定められた連絡通信網により、主任者及び総括管理者に通報するものとする。

(事故等の報告)

第37条 総括管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を5日以内に、部局長、放射線管理委員会委員長、環境安全管理室長、全学リスク管理室長及び学長に報告しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じた場合
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、規則第19条第1項第2号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、規則第19条第1項第5号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいした場合（規則第15条第2項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素を使用した場合を除く。）
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいした場合。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合（漏えいした物が管理区域外に広がった場合を除く。）を除く。
 - ア 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかった場合
 - イ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。
 - ウ 漏えいした放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微な場合
- (6) 規則第14条の7第1項第3号（規則第14条の8の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の線量限度若しくは規則第14条の9第3号（規則第14条の10の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは規則第14条の11第1項第3号の基準に係る線量限度を超え、又は超えるおそれがある場合
- (7) 放射性同位元素等の使用における計画外の被ばくがあった場合であって、当該被ばくに係る実効線量が業務従事者にあつては5ミリシーベルト、業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。
- (8) 業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあった場合

- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を1

0日以内に、原子力規制委員会に報告するとともに速やかに、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

3 学長は、第1項の報告の内容が放射性同位元素の盗取、所在不明その他の事故である場合には、遅滞なく、その旨を警察官に届け出なければならない。

(情報提供)

第37条の2 第35条第4項又は第37条第2項の規定に基づき、学長が原子力規制委員会に届出又は報告を行ったときは、放射線管理委員会委員長は、次に掲げる外部に提供する内容について、全学リスク管理室長に報告した上で、報道機関へ情報を提供するとともに、本学のホームページに掲載するものとする。

- (1) 事故の発生日時及び発生した場所
- (2) 汚染状況等による事業所外への影響
- (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量
- (4) 応急措置の内容
- (5) 放射線測定機器による放射線量の測定結果
- (6) 事故の原因及び再発防止策
- (7) 問合せ窓口

(業務の改善)

第37条の3 学長は、学内の放射線施設の放射性同位元素及び放射線発生装置の使用、管理等に係る安全性を向上させるため、放射線管理委員会に放射線障害の防止に関する業務評価を実施させるものとする。

- 2 放射線管理委員会は、第16条第1項に規定する点検の結果の報告を受けたときは、業務評価を行い、その結果を総括管理者及び部局長に通知するとともに、学長に報告しなければならない。
- 3 放射線管理委員会は、第16条第2項に規定する主任者協議会が定期的に行う放射線施設の巡視及び放射線管理状況の点検の結果を受けたときは、業務評価を行い、その結果を総括管理者及び部局長に通知するとともに、学長に報告しなければならない。
- 4 前2項の通知を受けた総括管理者及び部局長は、協議の上、必要な改善を実施するとともに改善報告書を作成し、放射線管理委員会に報告しなければならない。
- 5 放射線管理委員会は、前項の報告を受けたときは、当該改善報告書を学長に報告しなければならない。

(盗難の予防措置)

第38条 総括管理者は、放射性同位元素等の盗難防止のため、当該事業所における管理体制の整備、充実を図り、必要に応じて次に掲げる予防措置を講じなければならない。

- (1) 照明装置の設置又は活用
- (2) 警報装置の設置又は活用
- (3) 終業時における保管状況の確認
- (4) 勤務時間外における使用の規制及び巡視の強化

(5) その他盗難予防上必要な措置

- 2 前項の規定にかかわらず、特定放射性同位元素を有する事業所においては、別に定める内規に従わなければならない。

第12章 雑則

(取扱いの制限)

第39条 主任者は、業務従事者が法若しくはこの法人規程に違反したとき又は違反するおそれがあるときは、総括管理者を通じ、放射線管理委員会に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた放射線管理委員会は、必要があると認めるときは、当該業務従事者による放射性同位元素等の取扱いの制限、中止その他必要な措置について総括管理者に勧告するものとする。

(他大学等の事業所の利用に係る業務従事者の登録)

第40条 他大学等の事業所を利用しようとする者は、その利用に当たって、あらかじめ、所属長の同意を得て、総括管理者に対して業務従事者としての登録の申請を行うものとする。

- 2 前項の申請を受けた総括管理者は、第14条の規定に準じて登録を行い、必要に応じて業務従事者としての登録の証明を行うものとする。
- 3 前項の登録を受けた者が、他大学等の事業所において作業をするときは、あらかじめ、その旨を登録した事業所の主任者に届け出なければならない。

(学外者の本学における業務従事)

第41条 他大学等の放射線業務従事者が、本学の事業所を利用しようとするときは、この法人規程及び当該事業所ごとに定める内規に従わなければならない。

(事業所放射線予防規程)

第42条 総括管理者は、事業所における放射線障害を防止するため、法第21条に規定する放射線障害予防規程（以下「事業所放射線予防規程」という。）を定めなければならない。

- 2 総括管理者は、前項の事業所放射線予防規程を制定又は改廃する場合には、放射線管理委員会の承認を得なければならない。
- 3 総括管理者は、前2項の事業所放射線予防規程を制定又は改廃した場合には、学長に報告しなければならない。

附 則

この法人規程は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平17.3.30法人規程39号）

この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平17.6.23法人規程46号）

この法人規程は、平成17年6月23日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学放射線障害予防規程の規定は、同年6月1日から適用する。

附 則（平17.9.29法人規程59号）

この法人規程は、平成17年9月29日から施行する。

附 則（平18.3.23法人規程23号）

この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平19.3.30法人規程31号）

この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平22.3.2法人規程3号）

この法人規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第34条第6項から第8項までの改正規定は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平23.9.29法人規程57号）

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24.11.22法人規程63号）

この法人規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（令元.7.25法人規程6号）

この法人規程は、令和元年7月25日から施行する。

附 則（令元.12.26法人規程45号）

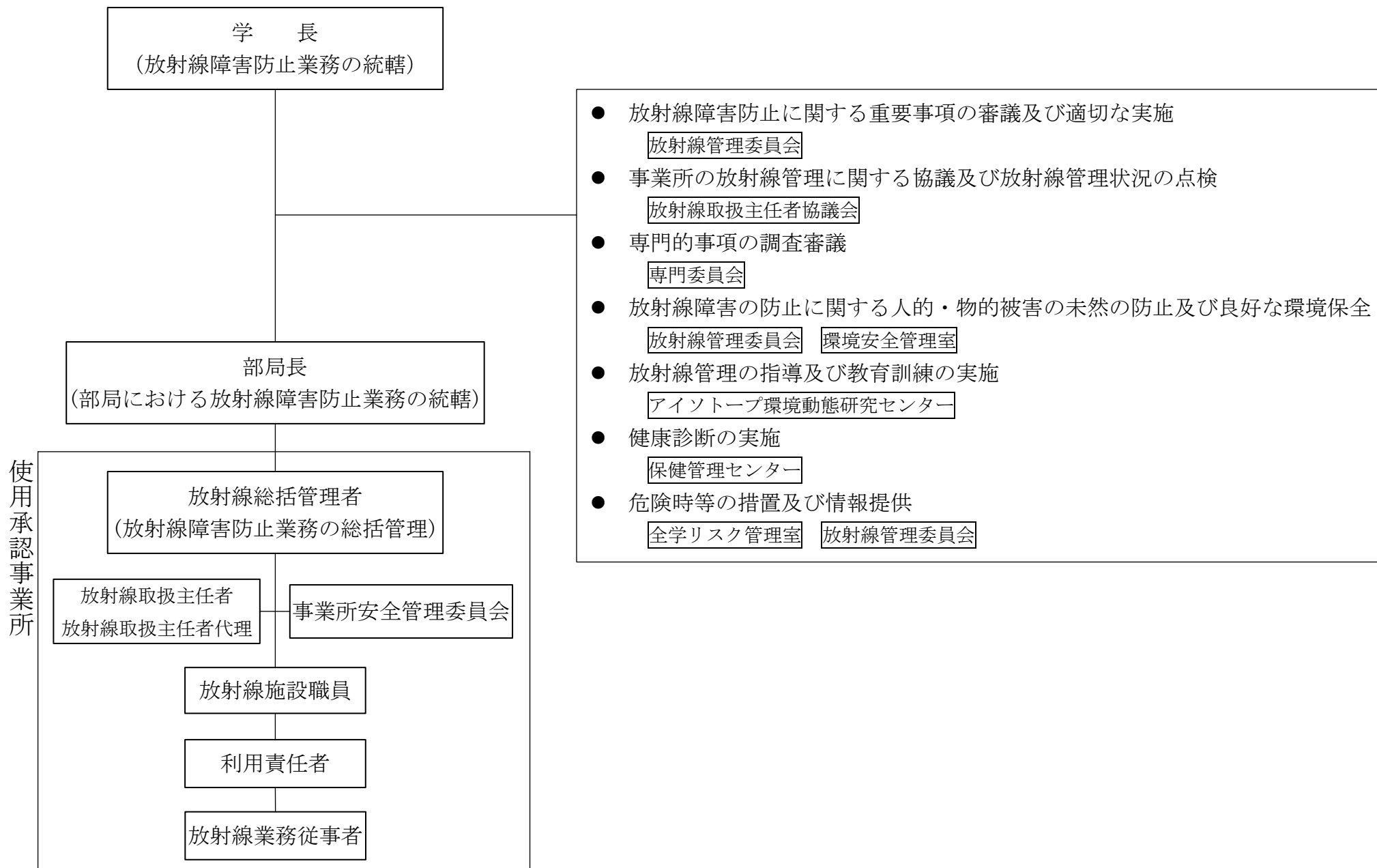
（施行期日）

1 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科の研究科長に係る第14条第2項の規定の適用については、この法人規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別図 放射線障害予防管理体制（第33条関係）



別表（第34条関係）

（受入れの帳簿）

- (1) 放射性同位元素の種類及び数量
- (2) 放射性同位元素を受入れた年月日及びその相手方の氏名又は名称

（払出しの帳簿）

- (3) 放射性同位元素の種類及び数量
- (4) 放射性同位元素を払い出した年月日及び提供先その相手方の氏名又は名称

（使用の帳簿）

- (5) 放射性同位元素（放射性同位元素装備機器を含む。以下同じ。）の種類及び数量
- (6) 放射線発生装置の種類
- (7) 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
- (8) 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に従事する者の氏名

（保管の帳簿）

- (9) 放射性同位元素の種類及び数量
- (10) 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- (11) 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

（運搬の帳簿）

- (12) 放射性同位元素等の運搬の年月日及び運搬の方法
- (13) 荷受人又は荷送人の氏名又は名称及び運搬に従事する者の氏名若しくは運搬の委託先の氏名又は名称

（廃棄の帳簿）

- (14) 放射性同位元素の種類及び数量
- (15) 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
- (16) 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

（放射線施設の点検）

- (17) 放射線施設の点検の実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容
- (18) 点検を行った者の氏名

（教育訓練）

- (19) 教育及び訓練の実施年月日、項目及び各項目の時間数
- (20) 教育及び訓練を受けた者の氏名